

武器輸出拡大自公合意

実務者協議 対象品目は持ち越し

政府の安全保障関連3文書の改定に向け、自民、公明両党の第6回実務者協議が18日、国会内で開かれた。防衛装備品の輸出拡大などを議論。両党は、条件付きで武器輸出を認める

「防衛装備移転三原則」運用指針をめぐる主な検討課題

「海外移転を認め得る案件」について

- ①「安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する海外移転」 → 「地雷除去」「教育訓練」などを追加、さらなる拡大も
- ②「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して(略)の海外移転」 → 国名を限定せずウクライナ以外にも提供可能に?

「防衛装備移転三原則」の運用指針の見直しでは一致。しかし、輸出できる装備品をどこまで広げるかについては折り合いがつかず、結論は持ち越した。

日本は「武器輸出三原則」で武器輸出を原則禁止してきたが、第2次安倍政権の2014年、「防衛装備移転三原則」を制定。条件付きで輸出を認めた。

現行の運用指針では、外国との共同開発などを除くと、輸出できる装備品を「安全保障面での協力関係がある国」に対し、「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の五つに限っている。

政府は18日の協議で、指針を変えて「地雷除去」や「教育訓練」に関する装備品に拡大する考えを提案した。政府関係者によると、政府は護衛艦や戦闘機など殺傷能力のある装備品にも

政府が装備品を提供する相手として念頭にあるのは主に東南アジアだ。中国の海洋進出を受けていることから、「側面支援」するねらいがあり、結果的に日本の安全保障環境を改善することにもつながるとみる。

一方、殺傷能力のある装備品の輸出は、日本が紛争に間接的に関わることになりリスクや第三国に流出する恐れも抱える。公明の佐藤茂樹・外交安保調査会長は協議冒頭で「平和国家としての基本理念をしっかりと堅持しながら、国際協力や平和貢献をいかに進めていくのかというバランスのある議論をしたい」とクギを刺した。

(松山尚幹、田嶋慶彦)